

第1回米子市障がい者計画等策定委員会【概要】

【概要】

○日時： 令和2年10月2日(金) 午後2時～4時20分

○場所： 市役所本庁舎5階 第2会議室

○出席委員：12名

吉岡委員、平林委員、前田紀子委員、汐田委員、戸羽委員、豊嶋委員、光岡委員、廣江委員、宮倉委員、植村委員、渡部委員、前田由紀委員、

○事務局：

景山福祉保健部長

障がい者支援課：田村課長補佐、米田担当課長補佐、橋本担当課長補佐

福祉政策課： 渡部担当課長補佐、山崎地域福祉推進室長

【議事録】

○委嘱状交付

景山福祉保健部長から交付

1 開会（14時10分）

2 部長あいさつ

本日は、第1回米子市障がい者計画等策定委員会を開催しましたところ、ご多忙のなかご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、当策定委員をお引き受けいただいたことに対して、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における障がい者福祉施策の基本となる障がい者計画等につきましては、平成29年度中の策定委員会での検討を踏まえ、平成30年3月に「米子市障がい者支援プラン2018」を公表し、今日まで約2年と半年が経過したところです。

このプランのうち、具体的なサービスや相談支援体制の整備、その円滑な実施を確保するための障がい福祉計画と障がい児福祉計画について、来年度からの次期計画策定に向けて今年度中に検討を行うこととなります。

また、このプランの基本的な方向を示す障がい者計画についても、策定時点から今日までの間に新たな国の動向や制度改正等が見られるため、それらに対応するための修正が必要となっています。

このような状況のなか、委員会の構成も見直しを行い、新たな基本指針の内容に深く精通された皆さま方に、委員になっていただくことができました。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場から率直なご意見をいただき、新たな「米子市障がい者支援プラン」が、本市の実情や新たな課題、ニーズに対応したものとなり、障がい者が住み慣れた地域で、自立し、社会参加することができる「共生社会」の実現のため、本市の障がい者施策の基礎としていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

3 委員紹介

4 委員長及び副委員長選出

立候補等なし。

事務局から、委員長に自立支援協議会の施設入所支援事業所代表である宮倉氏、副委員長に同じく自立支援協議会の就労継続支援事業所代表である廣江氏を提案。

承認を得る。

5 委員長及び副委員長あいさつ

(宮倉委員長)

3年前の計画策定に続き委員となり、さらに委員長となりました宮倉です。

前回計画は、29年度に検討して30年度から2年間実施してきたわけですが、その間色々な状況の変化や、時代の移り変わりがあります。今回検討のなかで、そのあたりを重点的に議論できればいいと考えています。皆さまの協力のもとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(廣江副委員長)

廣江です。委員長を補佐し、勉強しながらしていきたいので、よろしくお願いします。

6 議題（概要）【説明：事務局】

(1) 策定委員会の概要・今後の予定等について（資料1-1、1-2、2、3関係）

○米子市障がい者計画等策定委員会について（資料1-1、1-2、2関係）

- ・策定委員会の目的と役割について確認。関係法令は資料1-2のとおり。
- ・今回の策定委員は各団体等からの推せんを受けた方と公募委員など、計12名であること。
- ・任期は、今回の計画策定が終了するまでであること。
- ・報酬の取り扱いについて。
- ・会議の公開に関係し、議事録も公開となること。議事録は、準備ができ次第米子市ホームページに掲載すること。

○作業スケジュールについて（資料3関係）

- ・策定委員会は、今回を含め今年度中に4回予定していること。
- ・次回（11月開催）で事務局案を提示し、議論いただいたうえで論点を整理し、第3回（12月開催）で素案を確定させる予定。
- ・この間、関係団体からのヒアリング、パブリックコメント、県への意見照会を予定していること。
- ・国からコロナの影響を考慮し、策定期間が4月にずれ込んでも可とする通知はあるが、市としては年度内公表に向けて作業を進めたい。
- ・前回の策定委員会から人数を絞っており、当事者やその家族の方からのヒアリングを実施し、現状や障がい福祉サービスに関するニーズについて把握し、計画に反映させたい。ヒアリングについては、すでに9月下旬から開始しており、約15の団体や当

事者と意見交換を行なう予定。

- ・資料に掲載しているヒアリング予定団体以外に、意見を聴取すべき、と思われる団体があれば、情報提供いただきたいこと。
- ・ヒアリングに同席を希望される委員は、事務局へ連絡いただきたいこと。

(質疑等)

(委員)

スケジュールに関する説明のなかで、資料にある団体以外にもヒアリング希望があれば連絡を、ということだったが、鳥取県西部ろうあ協会からも意見聴取をしてほしいと思う。

(事務局)

希望される日時など連絡いただければ、調整のうえ対応する。

(委員)

同じくヒアリングに関して、説明によると団体だけでなく個人からも意見を聞くとのことだったが、何か言いたい事柄があって、希望すれば個人でも話を聞いてもらえるということか。

(事務局)

今回ヒアリングを予定している当事者等のなかには、障がいの状態やその特性から現状やニーズを伺いたいが、団体として組織化されていないので個人という趣旨。今回の計画に幅広く意見を取り入れるためであり、まったくの個人からのヒアリングをすることは想定していない。

(委員)

今回の計画策定には、障がい児福祉計画も含んだものであるはず。障がい児の所管である子ども相談課も事務局としての出席し、計画策定に関わることが必要ではないか。

(事務局)

本日は、子ども相談課から担当者が事務局として出席する予定だったが諸事情により急遽欠席となった。今後は出席するとともに、策定には当然関わっていく。

(委員)

パブリックコメントについて、具体的にどのような形で行なう予定か。

(事務局)

米子市ホームページ、公民館への文書設置、関係団体への文書送付などを行ない、意見を募る予定としている。

(2) 計画の概要について (資料4、資料7 関係)

○米子市障がい者計画等の現状、策定委員会での検討事項等について (資料4 関係)

- ・現行の「米子市障がい者支援プラン 2018」には、「米子市障がい者計画」と「米子市障がい福祉計画」「米子市障がい児福祉計画」が含まれている。

① 「米子市障がい者計画」

障がい者施策の全般に関する基本的事項を定めた、長期的な視点での計画。

計画期間は平成27年度～令和5年度の9年間。

②「米子市障がい福祉計画」

障がい福祉サービスの提供体制の確保や見込み量などを定めた計画。

計画期間は平成30年度～令和2年度の3年間。

③「米子市障がい児福祉計画」

障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施を確保するための計画。

計画期間は平成30年度～令和2年度の3年間。

・今回の策定委員会で検討すること。

①「米子市障がい者計画」 → 法施行や法改正を踏まえた時点修正

②「米子市障がい福祉計画」 → 前回目標値の検証、内容見直し、今後3年間計画の策定

③「米子市障がい児福祉計画」 → 前回目標値の検証、内容見直し、今後3年間計画の策定

(委員長)

3年前に策定したプラン2018から今まで2年半が経過しているが、その間の実績の検証は何か行われているか。

(事務局)

PDC Aサイクルで検証し進捗管理を行うこととしていたができなかった。今回の計画策定後は、しっかりとPDC Aサイクルを回し、進捗管理していきたい。

(3) 国が示した「基本指針」について（資料5-1、資料5-2、資料5-3）

○国が示した「基本指針」について（資料5-1、資料5-3関係）

・根拠となる規定などについて説明。

・資料5-3は基本的な指針の一部改正通知そのものであることも説明。

○国が示した「基本指針」の主な内容（資料5-2関係）

・基本指針の主な内容は以下のようなものであることを説明。

①地域における生活の維持及び継続の推進

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

③福祉施設から一般就労への移行等

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

⑥障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

⑦障がい者による文化芸術活動の推進

⑧障がい福祉サービス等の質の向上

⑨障がい福祉人材の確保

その他のポイント

・相談支援体制の充実・強化

・障がい児通所支援体制の教育施策との連携

以上を踏まえて、各種の成果目標が想定されていることを説明。目標値については、前指

針が示された時点からの状況変化などを反映し、数値が上昇したもの、減少したもの様々であることも説明した。

(委員)

成果目標の職場定着率について、市では一般就労した者の情報を持っているのか。そもそも一般就労へ移行することだけが目標なのだろうか。

(事務局)

福祉施設等を利用していない一般就労をした障がい者の職場定着の状況については、市で把握していない。

(委員)

就業・生活支援センターのしゅーとでも、関わっている方以外の状況は把握していない。

(副委員長)

3年前の計画、目標について、達成できなかった部分については、しっかりと分析して、説明してほしい。

就労移行に関する数値については、事業所は把握していると思うが、就労定着支援事業は制度的に難しい。3年後の成果目標について国が示す目標達成のためには何らかの手立てが必要と考える。

(委員)

新しい計画を作成する際には、計画のなかに防災や新型コロナウイルスについての記述も必要だと思う。

(事務局)

記述の必要性は認識している。

米子市障がい者計画の時点修正のなかで、防災等の取組について昨今の状況を反映させたい。

(委員)

精神障がい者に係るグループホームについて、市の施策や計画が重要なことは理解するが、過去の目標値の数値や率を検討するだけでなく、地域の中での役割や存在について把握、検証する必要があるのではないかと。

(事務局)

地域での生活の場であるグループホームの状況について把握したい。

(委員)

新たな成果目標の障害児支援の提供体制の整備等のなかに、新規項目として「都道府県において難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保」が追加された。何か具体的な情報があるか。また、市で新たに制定された手話言語条例について、次期計画に取り入れてほしい。

(事務局)

難聴児支援の体制整備についての情報は、特に入っていない。

本市の手話言語条例については、現計画の作成後の新たなものであり、計画に反映させる予定である。

(委員長)

新たな成果目標の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のなかに、「精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を316日以上」が追加されている。県や市における現在の状況を把握しているか。

(事務局)

長期入院者の退院に係る成果目標については、県の計画で示すものと理解している。

(副委員長)

この数値は市町村ごとの数値を県が把握しており、公表されている直近の平成30年度は314日だったと記憶している。また、退院可能な長期入院者については、平成29年度が61人、30年度が54人だったと思う。

ぜひ米子市の計画のなかに記載してほしい。

(委員)

発達障がいのある子どもの親として小学校への入学時に、普通学級か特別支援学級かの選択でとても悩む。普通学級で適応できるか、支援を受けた方がいいのか。障がいがあっても普通のクラスで大丈夫だったケースもあれば、逆のパターンもあり、一概には言えない。

普通学級と特別支援学級を入れ替わる学籍移行について、市はデータを持っているか。

(事務局)

学籍移行のに関する資料を持ち合わせていない。学校教育課へ照会のうえ回答したい。

(委員)

新たな成果目標の福祉施設から一般就労への移行等のなかに、「大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進」という記載があるが、この趣旨は何か。高校生や中学生などは対象としていないという理解でよいか。

(事務局)

大学生を対象としている意図を確認できていない。

(委員)

市の相談支援体制について、どこの窓口でどんな相談ができるのか、という点が分かりにくく、また相談しづらいという印象がある。相談体制について、今後どのように発展させていくのか、具体的な計画などがあるか。

(事務局)

障がい者支援課内に基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やそのご家族の方が様々な困りごとなどを相談できるような体制を整備したが、PRが十分ではなく認知度が低いことは認識している。今後とも周知に努めたい。

また、相談支援体制については、市の地域福祉計画のなかで、福祉分野の横断的・複合的な問題にも対応できるよう総合的・包括的な相談支援体制の構築について検討している。

(委員)

基幹相談支援センターのPR不足については、ご指摘のとおりだと思う。

障がい福祉サービスは、様々な種類のものが存在しているが、提供する側が本当に適切なサービスを提供できているか、という点を点検することで、サービスが向上してい

くと思う。

総合的な相談体制の構築については、まずは行政内部で足並みを揃えて進めることが大切。縦割りでは上手くいかないと思う。

(4) 米子市障がい者支援プラン2018に示した数値の実績等について

○前回策定したプラン2018で設定した成果目標や見込み量について、現状等について説明

(委員)

障がいのある児童の状況について、重症心身障がい児・者の人数などのデータを、ぜひ把握し、計画に反映させてほしい。

(事務局)

障がい児の実態把握については、県が調査を行う予定と聞いている。

(委員)

障がい者計画の現計画にも記述があるが、障がい者の権利擁護の取組が重要となっている。障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、虐待の防止など、障がい者の権利を守るための取組の推進を進めてほしい。

(委員)

計画を見直す際には、様々な項目について、色々な角度から検討する必要があるが、最も大切なことは、障がい者の視点に立つことであり、その点をお願いしたい。

(5) その他

○事務局から、次回の日程について現在の予定を示した。

7 閉会 午後4時20分